産業廃棄物処理施設の設置に係る事前調査手続きフロー

① **申請者**
産業廃棄物課に事業計画書（事前調査用）を提出する。

↓

② **産業廃棄物課**
添付書類等の審査
（現地調査）

↓

③ **産業廃棄物課**
関係法令及び条例等がある部署を調査するため照会する。

↓

④ **申請者**
関係機関及び関係各課等に対して事業の説明会を行う。

↓

⑤ **関係機関・関係各課等**
所管する法令等に基づく意見書を産業廃棄物課へ提出する。

↓

⑥ **産業廃棄物課**
関係機関及び関係各課等の意見をとりまとめ、意見のあった課を対象に申請者に対して協議等対応してもらう旨通知する。

↓

⑦ **産業廃棄物課**
申請者へ関係機関及び関係各課等の意見をとりまとめたものを協議事項として通知する。

↓

⑧ **申請者**
協議事項通知書に記載された各意見について、自らの責任において関係各課と個別に協議を行う。全ての協議が完了した時点でその内容を一覧にまとめ産業廃棄物課へ結果報告を行う。
「生活環境影響調査実施計画書」を添付する。

↔ 協議 ： **関係機関・関係各課等**

↓

⑨ **産業廃棄物課**
申請者の協議結果について意見のあった関係機関及び関係各課等へ確認の照会をする。
提出された生活環境影響調査実施計画書を審査し、問題がなければ生活環境影響調査を開始するよう通知する。

↓

⑩ **関係機関・関係各課等**
産業廃棄物課の照会に対する回答を行う。

↓

⑪ **産業廃棄物課**
協議事項結果報告書の内容に相違がないことを確認後、申請者に事前調査が終了した旨通知する。

↓

⑫ **申請者**
「和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」に基づく事業計画書を産業廃棄物課に提出する。
（和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例フローへ続く。）

大阪府
平成２７年６月５日現在
⑩

＊事前調査の終了後、関係法令等の改正等により、対応の必要が生じたときは、申請者自らの責任において対応すること。